

放課後児童クラブ関係 平成27年度補正予算(案) 及び平成28年度予算(案)の概要

(厚生労働省作成資料をもとに編集部で要約)

- 「放課後子ども総合プラン」に基づき、2019年度末までに約30万人分の受け皿を整備することをめざして、「量的拡充」のための支援策を2015年度に引き続き強化するため、各種新規メニューを盛り込み、待機児童が多く存在する市町村(特別区を含む。以下同じ)の子ども・子育て支援事業計画の前倒し実施を含め、受入児童数のさらなる拡大を促し、待機児童の解消に向けた取組のより一層の強化を図るよう、市町村への支援の充実を図る。
- 放課後児童クラブ関係予算 582.7億円(前年度575.0億円)
 - ・受入児童数の拡大 110万5656人(2015年度)→113万8801人(2016年度)
 - [約3万3000人増]

1. 運営費等 446億円(前年度431.7億円) 子ども・子育て支援交付金:内閣府予算に計上

(1) 量的拡充

① 放課後子ども環境整備事業の充実

- ア 放課後児童クラブ設置促進事業の充実【拡充】……小学校の余裕教室や民家・アパート等の既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業の国庫補助基準額を引上げ。
 - ・補助基準額(案):1200万円(前年度700万円)
- イ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進【継続】★……小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入経費の上乗せ補助を行う。
 - ・補助基準(加算)額(案):100万円
- ウ 幼稚園・認定こども園等の活用の促進【継続】★……幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費(設備の整備・修繕及び備品の購入)の補助を行う。
 - ・補助基準額(案):500万円

② 放課後児童クラブ運営支援事業

- ア 賃借料補助【継続】★……待機児童が存在している地域等で、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを2015年度以降に新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。
 - ・補助基準額(案):305.2万円(前年度308万円)
- イ 移転関連費用補助【新規】……待機児童が存在している地域等で、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に移転する際の経費の補助を行う。
 - ・補助基準額(案):250万円(1支援の単位当たり年額)
- ウ 土地借料補助【新規】……待機児童が存在している地域等で、学校敷地外の土地を活用して放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。
 - ・補助基準額(案):610万円(1支援の単位当たり年額)
 - ・補助対象:施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人以外の民間団体等

③ 放課後児童クラブ送迎支援事業【継続】

- ・補助基準額(案):45.4万円(前年度43.5万円)

(2) 質の向上

- ① 放課後児童支援員等処遇改善等事業【継続】……18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、(i)家庭、学校等との連絡及び情報交換等に主担当として従事する者を配置する場合には、非常勤職員1名分の賃金改善経費の上乗せ/(ii)または、(i)に加え、地域との連携、協力等に主担当として従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善経費を含む当該常勤職員を配置するための経費の上乗せを行うために必要な経費の補助を行う。
 - ・補助基準額(案):(i)158.1万円(前年度153.9万円)(ii)293.2万円(前年度283.1万円)
- ② 障害児受入強化推進事業【継続】……障害児5人以上の受入れを行う場合については、加配職員1名に追加して更に1名を配置するために必要な経費の補助を行う。
 - ・補助基準額(案):174.8万円(前年度171.2万円)
- ③ 小規模放課後児童クラブ支援事業【継続】……19人以下の小規模クラブについて、放課後児童支援員等を複数

配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

・補助基準額(案):54.4万円(前年度53.2万円)

2. 整備費 128.8億円(前年度143.3億円) 子ども・子育て支援整備交付金:内閣府予算に計上

(1) 創設整備等【継続】……市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

・実施主体:市町村

・補助対象事業者:市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人

・補助基準額(案):ア 「放課後子ども総合プラン」に基づく学校敷地内での創設整備の場合★ 4992.8万円(前年度4885.9万円) /イ 上記以外の場合: 2496.4万円(前年度2442.7万円)

・補助率:3分の1

(2) 土地借料補助【新規】……待機児童が存在している地域等で、学校敷地外の土地を活用して放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

・実施主体:市町村

・補助対象事業者:市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人

・補助基準額(案):610万円

・補助率:原則3分の1

3. その他(放課後児童支援員等研修関係) 子ども・子育て支援対策推進事業費補助金:厚生労働省予算に計上

(1) 職員の資質向上・人材確保等研修事業 15.8億円の内数(前年度15.7億円の内数)

①放課後児童支援員認定資格研修事業【継続】……省令基準に基づき、「放課後児童支援員」として認定されるために修了が義務づけられている都道府県知事が行う研修を実施するために必要となる経費の補助を行う。

・実施主体:都道府県(一部委託可)

・補助基準額(案):厚生労働大臣が認める額(1回当たり98.3万円[前年度81万円]を目安として、予算の範囲内で必要な経費を補助)

・補助率:国2分の1、都道府県2分の1

・その他:代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上

②放課後児童支援員等資質向上研修事業【継続・拡充】……都道府県及び市町村が実施する現任の従事者向けの研修について、初任者研修(1年～5年未満を目安)と中堅者研修(5年以上を目安)を地域の実情に応じて実施するために必要な経費の補助を行う。

・実施主体:都道府県、市町村(委託可)

・補助基準額(案):厚生労働大臣が認める額(1か所当たり199.2万円[前年度142.4万円]を目安として、予算の範囲内で必要な経費を補助)

・補助率:国2分の1、都道府県・市町村2分の1

・その他:代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上

(2) 指導者養成等研修事業 1.3億円の内数(前年度に同じ) 子ども・子育て支援対策推進事業委託費:厚生労働省予算に計上

○都道府県認定資格研修講師養成研修【継続】……認定資格研修の講師となる者を養成するための研修。全国をブロックに分けて実施。

・実施主体:国(民間団体に委託して実施)

4. その他(放課後児童クラブにおける勤務環境の改善) 7.9億円(平成27年度補正予算[案]) 厚生労働省予算に計上 注:平成27年度補正予算2016年1月20日成立

○放課後児童クラブ環境改善整備推進事業(仮称)【新規】……「子どもの育成支援の目標や計画」「日々の子どもの状況や育成支援の内容の記録」などの作成の対応に伴う放課後児童支援員等の負担軽減を図るため、パソコンやソフトウェアなどの購入に必要な経費の補助を行う。

・実施主体:市町村(委託等可)

・補助基準額(案):50万円[1支援の単位当たり年額]

・補助率:国4分の3、市町村4分の1

*本経費については、国において次年度への予算の繰越手続を行う予定であるため、市町村における予算措置は、平成28年度予算での対応も可とする予定である。

注:★=次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載が補助要件